

平成 26 年 3 月 吉日

お取引先各位

宮安電機株式会社

改正消費税法に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別なるご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて「社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法などの一部を改正する等の法律」成立に伴い、消費税が平成 26 年 4 月 1 日から 8%に引き上げられることになりました。これに伴い弊社の対応を下記の通りご案内させていただきます。

敬具

記

1. お客様とのお取引における消費税率に関しまして

平成 26 年 4 月 1 日納入分(※1)より新税率【8%】でご請求させていただきます。

平成 26 年 3 月 31 日以前の納入分(※1)は旧税率【5%】でご請求させていただきます。

平成 26 年 3 月 31 日以前にご注文を頂いている場合でも、弊社納入分(※1)が 4 月 1 日以降の場合は、新税率(8%)でのご請求をさせていただきますのでご了承ください。

2. 商品返品・値引きにおける消費税率に関しまして

商品返品・値引きにつきましては、平成 26 年 3 月 31 日以前の弊社納入分(※1)については旧税率(5%)にて処理をさせていただきます。

3. ご請求書についてのお願い事項

平成 26 年 3 月 31 日までのお取引分で、ご請求していないものにつきましては、3 月 31 日で締めて請求書を発行させていただきます。

【例：20 日締めのお客様の場合】

3 月 21 日～3 月 31 日までのご請求書 (旧税率 5%)

4 月 1 日～4 月 20 日までのご請求書 (新税率 8%)

上記 2 通併せて送付させていただきます。

(※1)弊社より出荷する場合は出荷日となります。

以上

お問い合わせ先：宮安電機株式会社 竹井（萱野）まで

TEL:0982-33-4674

FAX:0982-21-0319